

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人について、原発事故当時の居住期間が60年以上にわたっていたこと、農林業を営んでいたほか、地域の各種団体の会長を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として20万円の賠償が認められるとともに、営んでいた養蜂業の棚卸資産（蜂蜜）に関する損害として20万円の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 1 棚卸資産（蜂蜜）に関する損害                   | 金20万円 |
| 2 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）増額分 | 金20万円 |

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金40万円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センタ

一に交付する。

令和6年10月29日

(仲介委員 竹之内 俊)